

## 上越市第 5 次人にやさしいまちづくり推進計画の策定について

### 1 上越市人にやさしいまちづくり推進計画について

「上越市人にやさしいまちづくり条例（以下「条例」）」の理念・目的に基づき、障害のある人や高齢者を始めとする全ての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成を総合的に進めるための計画として「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定。

#### 【策定の根拠】

- ▶上越市人にやさしいまちづくり条例（平成 11 年 7 月 1 日施行）

（推進計画の策定）  
第 7 条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画を策定しなければならない。

#### 【これまでの人にやさしいまちづくり推進計画の策定状況】

- ▶第 1 次推進計画（平成 12 年度～）
- ▶第 2 次推進計画（平成 18 年度～）
- ▶第 3 次推進計画（平成 23 年度～）
- ▶第 4 次推進計画（平成 29 年度～）

### 2 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画について

第 4 次計画では、第 3 次計画の目指すべきまちの姿「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」を継続。

高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できる状態にすることが、結果として全ての市民が安全かつ快適に生活できる状態につながるという視点に立ち、条例の基本方針に基づいた 8 つの基本方針に一部見直してそれぞれ基本目標を設定。基本目標に向けた施策の方向ごとに関係課が事業を実施していく形をとっている。

- （8 つの基本方針）
- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① 誰もが理解し合えるまちづくり  | ⑤ 誰もが互いに支え合うまちづくり  |
| ② 誰もが学べるまちづくり     | ⑥ 誰もが安心して暮らせるまちづくり |
| ③ 誰もが働けるまちづくり     | ⑦ 誰もが住みよいまちづくり     |
| ④ 誰もが健康に暮らせるまちづくり | ⑧ 誰もが移動しやすいまちづくり   |

#### 【推進計画に基づく実施計画の状況】

- ▶推進計画に基づき関係課が実施する各事業を実施計画に搭載し、毎年進捗状況を管理。
- ▶令和 3 年度搭載事業の目標達成の見込みは、新型コロナの影響で一部未達成があったものの、「目標達成」と「目標はほぼ達成」を合わせた割合は約 98%。

### 3 第5次計画策定の方向性

#### ①市民意識調査結果

▶第4次計画では、策定時に実施した市民意識調査を基にして目標値となる評価指標を設定したことから、第4次計画の達成状況を見るため、令和2年11月に市民意識調査を実施。

[調査票配付対象：18歳以上の市民（4,000人）、回答率35.2%]

▶14の調査項目のうち9項目に前回調査になかった「わからない・どちらともいえない」の回答区分を今回調査で設けた結果、「わからない・どちらともいえない」の割合が約5割を占めることとなり、9項目とも「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の回答割合が前回調査より減少した一方で、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の回答割合も減少した。

#### ②第4次計画の評価

▶「人にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」）において市民意識調査について、前回調査との変化を図る参考値として「わからない・どちらともいえない」を除いた場合の回答割合も参考として合わせて提示し審議。

▶推進会議から、実施計画事業それぞれの目標達成状況及び参考値も含めた市民意識調査結果を踏まえ審議してもらった結果、第4次計画については「概ね良好」との評価を受けた。

#### ③第5次計画の策定方針

▶第4次計画の評価を踏まえ、第5次計画の策定にあたっては、引き続き目指すべきまちの姿を「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」とし、第4次計画の基本方針・施策の方向を継続する。

▶計画の進捗管理・評価に関しては、推進会議において、推進計画に基づく実施計画の各事業で進捗を管理し、実施計画の達成状況を基に市民意識調査結果を参考として第4次計画の評価を行ったことから、第5次計画においても同様に進捗を図り、評価していく。

### 4 検討体制について

#### 【人にやさしいまちづくり推進会議での審議】

・上越市人にやさしいまちづくり条例第20条に基づき「人にやさしいまちづくり推進会議」を設置。同条例第7条第2項に「推進会議の意見を聴いて計画策定を行う」ことが規定。

職名	選出分野		選出団体
会長	藤井 和子 氏	学識経験者	上越教育大学教授
副会長	白倉 由利枝 氏	市長が必要と認める者	上越市社会福祉協議会係長
委員	高齢者、障害者等		上越市老人クラブ連合会
			上越市心身障害者福祉団体連合会
			特定非営利活動法人マミーズ・ネット
	事業者		上越商工会議所女性会
			頸城自動車株式会社
			一般社団法人 新潟県建築士会 上越支部
	関係行政機関の職員		上越公共職業安定所
	市長が必要と認める者		上越市町内会長連絡協議会
		上越市民生委員児童委員協議会連合会	
		ユニバーサルデザインじょうえつ	
	公募に応じた市民		3名

## 5 スケジュール

時 期	内 容
令和3年 11月2日	第1回人にやさしいまちづくり推進会議 ・人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果について ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画方針(案)について
11月16日	第2回人にやさしいまちづくり推進会議 ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画(案)に関する意見聴取
12月6日	上越市議会総務常任委員会 所管事務調査
12月中旬	第3回人にやさしいまちづくり推進会議 ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画(案)について
12月23日 令和4年 ～1月21日	パブリックコメント実施 ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画案の意見公募
3月上旬	第4回人にやさしいまちづくり推進会議 ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画の確認について
3月中旬	市長決裁 ・第5次人にやさしいまちづくり推進計画の確定

## 6 主な改定の内容

### 第1章 計画策定の趣旨と背景

- 「計画の趣旨」…総合計画などと整合を図り修正
- 「計画の背景」…背景がより分かるよう世界の動きを追記  
国内の動きについて、ユニバーサルデザイン2020行動計画を追記

### 第3章 現状と課題・施策の方向

- 各基本目標に関する説明部分を一部修正
- 「現状」について今回実施した市民意識調査結果の概要を記載
- 第5次計画に基づく実施計画の達成状況を基に計画の進捗を図る

## 第5次計画の体系図

条例で定めている施策	基本方針	基本目標	施策の方向
8条 広報活動の充実等	1 誰もが理解し合えるまちづくり	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します。	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 ①人にやさしいまちづくりの普及啓発 ②相談・支援体制の充実
9条 教育環境の整備	2 誰もが学べるまちづくり	誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します。	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。 ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 ②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実
10条 就業の機会の確保等	3 誰もが働けるまちづくり	誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します。	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 ①雇用機会の創設 ②職業能力や人材の育成
11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します。	(1)誰もが健康な生活を送るための検診の推進や保健指導の充実を図ります ①検診・保健指導等の推進
			(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 ①地域医療体制の充実
			(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。 ①高齢者福祉の推進 ②障害者福祉の推進 ③子育て・療養支援の充実
12条 ボランティア活動の促進	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。 ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり
13条 防災上の配慮等	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助、共助による防災体制の整備を推進します。 ①防災対策や避難支援体制の充実 ②自主防災活動の推進
			(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 ①防犯活動の充実
			(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 ①除雪対策の充実
16条 市の施設 17条 事業者の施設・ 18条 住宅の整備等	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、安全に生活できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 ②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 ③誰もが暮らしやすい居住空間の整備
19条 公共車両等の整備等	8 誰もが移動しやすいまちづくり	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。 ①地域公共交通の利便性の充実と安全・安心な運行
			(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 ①安全・安心な歩道・道路の整備